

# 平成 25 年第 4 回教育委員会定例会記録

平成 25 年 2 月 27 日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成 25 年 2 月 27 日 (水) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 2 時 37 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子  
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校担当 教育部長 玉山 雅夫  
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂  
庶務課長 北風 進 教企画課長 筒井 鉄也  
学務課長 日暮 修通 特別支援課長 末久 秀子  
学校支援課長 青木 則昭 生涯学習推進課長 濱 美奈子  
済美教育センター所長 田中 稔 特命事項担当副参事 (子供園担当課長) 正田 智枝子  
済美教育センター統括指導主事 飯塚 善行 済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎  
事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司  
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第 13 号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について

### (報告事項)

- ( 1 ) 学校給食における食物アレルギー対応の状況について
- ( 2 ) 学校運営協議会委員の任命について
- ( 3 ) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- ( 4 ) 指定管理施設の一部開場時間延長について
- ( 5 ) 平成 24 年度東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活運動習慣等調査」の概要及び結果について

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案

議案第 13 号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 報告事項

- ( 1 ) 学校給食における食物アレルギー対応の状況について・・・・・・・・・・ 4
- ( 2 ) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ( 3 ) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・・・ 11
- ( 4 ) 指定管理施設の一部開場時間延長について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ( 5 ) 平成 24 年度東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活運動習慣等調査」の概要及び結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

**委員長** それでは、ただいまから平成 25 年第 4 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、對馬委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が 1 件、報告事項が 5 件となっております。

それでは、議題の方に入らせていただきます。

日程第 1 議案第 13 号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について」の議案を上程し、審議いたします。学校支援課長からご説明をお願いいたします。

**学校支援課長** 私から、議案第 13 号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について」について、ご説明をいたします。

杉並区教育ビジョン推進計画の目標の 1 つである「家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます」に基づき、地域運営学校の指定に取り組んでいますが、今般 4 月から杉並区立荻窪小学校、高井戸第二小学校、永福小学校、井荻中学校及び、松ノ木中学校の 5 校を新たに地域運営学校として指定すること、並びに、3 月で指定期間が満了する杉並区立桃井第四小学校、三谷小学校、杉森中学校及び、向陽中学校の 4 校の再指定を行いたいというものです。

指定期間はいずれも平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までです。よろしくご審議ください。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問、ご意見等お願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

特にはよろしいですか。それでは、議案第 13 号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

では、異議がございませんので、議案第 13 号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第 2 報告事項の聴取を行います。

初めに（ 1 ）「学校給食における食物アレルギー対応の状況について」の説明を学務課長からお願いいたします。

**学務課長** それでは、私の方から「学校給食における食物アレルギー対応の状況について」、ご報告させていただきます。

杉並区の学校教育においては、児童生徒が安心して給食を食べることができるよう、アレルギー原因食物の除去や、代替食による対応をこれまで実施したところがございます。とりわけ平成 20 年 3 月に、国から「アレルギー疾患に対する取組みガイドライン」が出されたのを受け、杉並区においても取組の手引きを作成し、平成 23 年度から手引きに基づく取組を全校で実施させていただいております。この取組の中では、小中学校の入学時等に、アレルギー対応を希望する保護者から、主治医の指示が明記された「学校生活管理指導表」を提出いただき、それに基づき、給食におけるアレルギー対応を行っているというものでございます。

こうした取組を行っている中、昨年他市で発生しました給食時の食物アレルギーの事故を踏まえて、今回改めて各学校における取組の状況を調査したものでございます。

それでは中身の方をご説明させていただきます。

まず、児童・生徒の状況でございますが、アレルギー対応食の提供を受けている児童・生徒数は 731 人で、全児童・生徒数の約 3 %となっています。

また、アレルギー対応をしている今の 731 人のうち、アナフィラキシーの既往歴を持つ児童・生徒は 121 名で、約 16%、また、アナフィラキシーショックを緩和する自己注射薬であるエピペンを所持する児童・生徒は 35 人、約 4.7%となっております。

こうした状況を踏まえ、どこの学校においても児童・生徒がアナフィラキシーショックを起こす可能性があり、全ての学校で、いつでも必要な対応にかかれる体制を整えていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

次に、学校における具体的な対応状況について、ご説明します。

まず、保護者との対応方法の確認についてでございますけれども、先ほど申しましたように、入学時の面談、さらには毎年度「学校生活管理指導表」を提出いただいておりますが、それらに加えて、年度ごと、献立表等により、詳細に対応方法を確認している学校は、小学校では 100%、中学校では 50%にとどまっております。今後、中学校においても小学校と同様の対応を図るよう指導していきたいと考えているところでございます。

また、各学校での情報の共有では、アレルギー対応食による情報共有が全体で

57校、85%にとどまっており、全ての学校で、アレルギー対応食表の配布により情報の共有を図れるよう、今後指導してまいりたいというふうに考えております。

次に裏面をご覧ください。2の「研修や報告など校内での体制」についてでございますが、校内組織としてアレルギー対応委員会を設置している学校は32校、47.7%にとどまっているほか、校内研修の実施状況では42校、67%となっております。今後、各学校における体制の強化に向けて、必要な支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、3の「調理・配食等での対応」でございますが、給食作業の過程で、複数人による内容確認ができていない学校が約10%ほど見られることから、給食作業の中では、全ての学校で複数人の確認が行われるよう指導するとともに、教室における配食時の際にも、各担任があらかじめアレルギー対応食表を見ることで、当日に教室で除去食等の確認ができるよう、その徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、4の「緊急時の対応」についてでございますが、区で作成した「区立学校におけるアレルギー疾患に対する取組みプラン作成の手引き」で、緊急時対応のフローチャートを示しているということでございますが、学校全体で緊急時対応を確認している学校は43校で、全体の64%にとどまっているということでございます。

また、エピペンの使用について、研修を受けたものが複数いる学校は59校で、全体の約88%となっております。不測の事態でも、多くの職員が適切に対応できるよう、今後も研修会等の実施をこれまで以上に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今回の調査結果により、把握した各学校での取組の現状や課題を踏まえて、食物アレルギー対応について、学校と共通認識を持ち、協力して早急に対策を講じるよう取り組んでまいります。

私からの報告は以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが。

**田中委員** いろいろ取組をされているとは思いますが、やはり緊急時。なるべく発生しない方がもちろんいいとは思いますが、緊急時の対応のときに、

エピペンというのは 30 分以内に投与しないと多分救命率がすごく下がってしまうということは聞いているのですが、やはりエピペンを使用する研修をしっかりといただかないと、ここの部分でやっぱり命が失われることが多いので、その点、体制の強化をきちっとしていただきたいなと思います。

**学務課長** 実は、委員がおっしゃるように、エピペンはこれまで 30 分というお話がありました、ただ医学的なエビデンスはございません。

で、私どもが知っている限りは、やはり子どもによって、すぐ投与しなければいけない子どももあれば、その症状の進行度合いを診て、適宜やるべき子どももいらっしゃるというところで、一応、時間というよりは3つほど多くの基準がございます。先ほどのアナフィラキシーの中でも、つまり部分的なかゆみが出る段階から、全体に反応してきて、その後、意識混濁とかが生じるという3段階に分かれておりますので、少なくともその3段階の進行があれば、当然エピペンを打っていただく。もしくはその前の、先ほど言った医師の指示の中で、もう出たらすぐ打ってこれということであれば、すぐ打っていただくとか、そういった各子どもに応じた形で、適宜対処していきたいというふうに、今後学校等にお知らせしたいと思っております。

**委員長** よろしいですか。他にいかがでしょうか。

**對馬委員** 中学校で、保護者との対応確認をしたのが50%というのは、私もびっくりしまして、やはりここに全校で実施するようになっていくということが書いてありますけれども、給食作業中に複数による対応をしていないのが約10%と今おっしゃられて、それは私は結構思ったより大きいなと思いました。

担任がアレルギー対応表を確認していない割合というのが、確認しているのが8割弱ですよ。お忙しいとは思いますが、やはり命につながることで、その辺の徹底をお願いしたいと思います。

**学務課長** 委員ご指摘のとおりで、今回調査をして、その辺が課題として浮かんできたということでございます。

**委員長** よろしいですか。他にございますでしょうか。

僕の方から2点だけ。今のものに関連するのですが、中学校が50%しか保護者対応していないということで、必要な支援を今後していくというお話でしたけれども、具体的にはどんな支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

**学務課長** 今のそのお答えをする前に、50%の意味をもう少し深くご説明させてい

ただきたいと思いますが、実は、その医師からそういった指示が出たとしても、もう中学生になると、ある程度その先も考えて、自分で対応しなければいけないという面もございます。小学校とその辺が少し違っておりました、そういう面で残念ながら、50%にいわゆる紙ベースで詳細な確認を毎年やるということをしていないという学校が半分位あると。つまり、入学時とか、その段階では、面接とか生活指導管理表を出していただいていますので、毎年、そこはやっているんですけども、給食の、例えば月ごとの献立表を毎日保護者と見ながら、「ここがアレルギーだとですからこうこう」というところまでは、何か残念ながらやっていない学校は半分ほどあったというところでございますので、全くやっていないというわけではないということが、まず1つです。

それから、今の委員長のお話で、どのように支援していくかということでございますけれども、まずはこの事実について、各学校長の方にお知らせをした上で、つまり、アレルギーのものについては、やはり当初だけでOKというわけではなくて、例えば新たにアレルギーが生じてくる子どものケースもございます。食べたことがなかったとかですね。それは小学校の方が多いんですけれども、そういう点を踏まえれば、やはり詳細に、その度ごとにやっていくことが大事だということを特に今回半分ほど、そういう対応をしていないという学校については、直接私の方からお知らせをした上で、そのような対応をしていただくように今後取り組んでもらいたいというふうに考えているところでございます。

**委員長** ありがとうございます。

もう一点なのですけれども、この間の多摩地区の事故は大変重大だと思うんですけれども、要するに、多分自分でもその反応が出た場合には、自分でも注射を打ったり等というようなことがあったと思うのですけれども、例えば副校長がちょうどいなくて、あるいは、担任もくしくもいなくてという場面もあるかと思うんですね。

要するに、全校の教員がそういう子どもに対しての初期対応ができるかどうかというところが、結構これから考えていかなければいけないという話を少し聞いたんですけれども、その辺についてはいかがですか。

**学務課長** 私どもも実はこの前も講演会等を開かせていただいて、そういった食物アレルギーについて、皆さんにご周知しているところなのでございますが、確かに実際今回の調査でも、複数人以上いる学校というのが記載の内容であったとい

うことは現実かな、というふうに思っております。

そうしますと、やはり1回エピペンというものがどんなものなのかと、どんなふうによったらいいのかと。実は、そういう練習用の器具がありまして、それを配って、実際に自分でやってみるということでやり方を見ていただくというのをやっております、そういうのをぜひ学校にも貸し出したり、もしくは私どもの方で出向いて行って、そこでご説明したりしながら、なるべく多くの方に。これはそんなに難しいものではないし、特に緊急時には、本当に迷いなくやっていたかなければ命の問題が生じてくるということもございますので、その辺は危機感をもってやっていきたいというふうに思っております。

**折井委員** 全校レベルでの対策ということで、アレルギー対応委員会というのが多分重要になってくるんだと思うのですが、中学校ではかなり設置校が少ないですけれども、そもそもそのアレルギー対応委員会ではどのような対応というか、これから行っていくのでしょうか。

**学務課長** 具体的に、こういう項目を、ということが決まっているわけではございませんけれども、少なからず子どもたちの中でアレルギーを持つ子がいるということ踏まえれば、まず子どもたちの現状をどうなのかと。

その上で、例えば食物アレルギー以外に、例えばもう少し、ハウスダストはだめな子とか、いろいろいらっしゃいますので、具体的な授業の中でどういう点に配慮すべきなのかというところも、アレルギー対応委員会の中では議論いただくと。

その中の1つとして、食物アレルギーという比較的重篤になりやすい項目については、より詳細なものを多くの方が、内容について共有していただくという委員会かなというふうに思っております。

**委員長** よろしいですか。

**田中委員** すみません。もう一つなのですけれども、生活管理指導表は、保護者によっては出してない方もいらっしゃる場合があるのでしょうか。

**学務課長** 基本的に私どもの対応は、生活管理指導表を出していただいて、医師の指示を明確にした上でやるというふうに踏まえていただいています。

ただ、見ていただくと、実は、小学校はその出していただいた方よりも対応している人数が多くなっています。その理由は先ほど申し上げましたように、この制度は平成23年から始めましたが、それまでも、実は保護者の方の要望によっ

て、そういったアレルギー対応を杉並区では進めておりました。

そういうときから続けている方で、実は本人が非常に気遣っているのだけでも、医師としてはそれほどの必要はないという方もいらっしゃるというケースを踏まえて、弾力的に進めさせていただいているということが現状でございます。今、委員がおっしゃったように、出されていない方の中で、特に小学校では、それに対して、アレルギー対応についてさせていただいているお子さんもいらっしゃるというところでございます。

**委員長** よろしいですか。他にご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

よろしいですか。では、ありがとうございました。

それでは次に、(2)「学校運営協議会委員の任命について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

**学校支援課長** 私から、「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告いたします。

申し訳ございません。まずは資料の訂正をお願いしたいと思ひまして、この表の一番右側、「任命期間」でございますけれども、そこが「平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日」となっておりますけれども、これは終期を平成 27 年 3 月 31 日に変えていただきたいと思います。これは各ページ、1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページ、すみません。全てで申し訳ございません。

それからもう一点、3 ページ目でございますけれども、天沼中学校の高橋伸明さんだけ期日が違っております、平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の 6 カ月間になります。これは、また後ほど理由についてはご報告したいと思ひますけれども、資料の訂正をお願いしたいと思ひます。申し訳ございませんでした。

それではご報告申し上げます。

先ほどご審議いただきました議案第 13 号に基づき、新規指定及び再指定をいたしました 9 校を含め、表にございます 15 校につきまして、委員を任命することといたしましたので、ご報告いたします。

委員の任命期間は、杉並区学校運営協議会規則第 3 条第 2 項に基づき、2 年となっております。なお、先ほどの高橋委員につきましては、天沼中学校の地域運営学校の指定が本年 9 月 30 日までとなっておりますので、任命期間の終期につきましても、本年の 9 月 30 日というふうになります。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いいたします。訂正箇所もありましたけれども、よろしいですか。

(「なし」の声)

ありがとうございました。

続きまして、(3)「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告いたします。

平成 25 年 1 月分になります。資料をご覧ください。

1 月分の合計は全部で 29 件ございました。定例的なものが 25 件、新規が 4 件という内訳になっております。なお、共催と後援の内訳は、共催が 3 件、後援が 26 件となっております。

各課の内訳については、資料をご覧ください。なお、新規につきましては全部で 4 件ございました。生涯学習推進課が 3 件、済美教育センターが 1 件となっております。なお、一番下の部分になりますが、「前月まで」「当月まで」の累計につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、新規について簡単にご説明をいたします。ページを 1 ページおめくりください。生涯学習推進課の方で 1 月は新規が 3 件ございました。

まず 1 番。こちらは後援、「あけぼの杉の会」、事業名は「オリジナル曲ライブで楽しむ絵巻物語 国宝『信貴山縁起絵巻』」となっております。開催期間は 3 月 25 日です。

続きまして、2 番。こちらも後援になります。「杉並区スポーツ少年団」、こちらの事業名は「杉並区スポーツ少年団防災体験セミナー」ととなっております。こちらも 3 月 9 日に開催予定となっております。

続きまして、3 番目に新規がもう 1 件ございます。こちらも後援となっております、「杉並区舞踊連盟」です。事業名は「- 区民のための - 《ザ・日本舞踊》」となっております。こちらも平成 25 年 6 月 6 日に開催予定となっております。

新規がもう 1 件ございます。6 ページ目をあけていただけますでしょうか。こちらは済美教育センター分になります。1 番上の 1 行目が新規となっております。こちらは後援で「杉並子どもの組織を育てる会」、事業名は「第 40 回あおぞら学校杉並教室 紙飛行機 Part 2 (君は大空の覇者!)」となっております。

開催期間ですが、平成 25 年 2 月 11 日に、こちらについては終了したところです。

私からは以上になります。

**委員長** ありがとうございます。では、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

よろしいですか。では、ありがとうございます。

続きまして、(4)「指定管理施設の一部開場時間延長について」の説明をスポーツ振興課長が議会对応中のため、庶務課長の方からお願いいたします。

**庶務課長** それでは、スポーツ振興課長に代わりまして庶務課長の方から、「指定管理施設の一部開場時間延長について」、ご報告をいたします。

指定管理者でございます公益財団法人杉並区スポーツ振興財団及び株式会社東京アスレティッククラブほか共同事業体から、基本協定に基づきまして、通常の開場時間の利用者を圧迫せずに社会人が利用しやすい時間帯を設置するなど、施設の有効活用を図り、スポーツへの慣れ親しみ、生涯スポーツの推進を図る上での目的としまして、今回、開場時間の延長について、協議がございました。

つきましては、施設利用者の利便性の向上及びスポーツ振興に寄与するため、今年度と同様に、記載の開場時間の延長を認めることにいたしましたので、ご報告をいたします。

「1 実施施設」でございますが、記載のとおり、高円寺体育館の体育室、上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルーム、上井草スポーツセンター運動場でございます。

実施時期及び開場時間については資料の 2 の表のとおりでございます。裏面には利用方法と承認条件が記載してございます。

なお、電力不足等がおきた場合には、使用自粛等の方針が区から出されてございますので、それには協力をするという条件を明記してございます。

私からは以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に何かご質問等ありますでしょうか。

高円寺体育館体育室というのは、体育館そのものことなのですか。体育室と別にあるんですか。

**庶務課長** 体育館のうち、体育室のみでございます。

委員長 体育室というのが別に。

庶務課長 体育館の中の体育室でございます。

委員長 はい。他にいかがでしょうか。

田中委員 夜間はわかるのですけれども、早朝 7 時から泳ぐ人は、やはり結構利用者は多いんですかね。

庶務課長 別件なのですけれども、私ども職員も、朝泳いでくる人がいます。

田中委員 そうなんですか。すばらしいですね。

庶務課長 結構社会人でも、働きに行く前に運動される方というのは結構いらっしゃるようには聞いています。

田中委員 余裕があるんですね。

庶務課長 体力向上ということで。

委員長 他にありますか。

折井委員 朝の時間帯、7時から9時までであれば、子どもたちも大丈夫なんですか。使用可能なんですか。

庶務課長 大丈夫でございます。ただ、あまりいらっしゃらないような気がいたします。

委員長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

はい、ありがとうございました。

では次に、(5)「平成 24 年度東京都『児童・生徒体力・運動能力、生活運動習慣等調査』」の説明を済美教育センター統括指導主事からお願いいたします。

**済美教育センター統括指導主事** 「平成 24 年度東京都『児童・生徒体力・運動能力、生活運動習慣等調査』」の概要及び結果について、ご報告をします。

本調査の目的は児童・生徒の体力、運動能力、生活運動習慣等の状況の把握・分析から、教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることにあります。

対象は小中学校の全児童・生徒です。

内容・時期については、ご覧のとおりです。

種目につきましては、握力では筋力を反復横とびでは敏捷性をソフトボール投げでは瞬発力、投げる能力及び巧緻性など、それぞれの種目で測定される観点が明確にされており、各学校では本調査に関する実施マニュアルを参考に、体育の時間等に実施されております。

結果につきましては、東京都から本調査の報告書が配布されるとともに、区市町村別、男女別の平均値が示され、児童・生徒一人ひとりには個人表として結果が返却されます。

続いて、裏面 2 ページの調査結果の概要をご覧ください。

まず男子です。体力合計点では、東京都全体の結果と比較した場合、おおむねどの学年も同程度の結果です。特に、体力判定からは、小学校 4 年から 6 年、中学校 3 年はより上位の割合が多く、下位の段階が少ないことが読み取れます。

また、5 段階の総合評価では、義務教育段階の最低達成基準である C 以上の割合は、学年が進行するに伴って多くなると読み取れます。

続いて、女子です。総合得点から見ると、東京都全体の結果と比較した場合、小学校 1 年から 3 年が都と同程度、それ以上の学年は都を上回る結果です。

体力判定で見ると、小学校 2 年生以上はより上位の段階が多く、下位の段階が少ないことが読み取れます。

次に、男女総合の結果ですが、中学校 3 年生で判定 C に達成している生徒の割合は、男女平均で 82.7% でございます。これは、「杉並区教育ビジョン 2012 推進計画」で掲げた平成 26 年度の目標値である 85% から見ますと - 2.3 ポイント、平成 33 年度の目標値 90.0% から見ると - 7.3 ポイントの状況でございます。

また、巻末の資料には、朝食の有無、テレビ視聴の時間、運動の好き嫌い等、生活実態との調査結果についても、抽出して掲載をさせていただきました。朝食を毎日食べる割合は、男女とも都の平均を上回っておりますが、テレビ視聴の時間は都の平均よりも多く、運動が好きと答えた割合は、小学校 6 年の女子を除いて都よりも多い割合です。

最後に、これらの結果を踏まえまして、「今後の取組の方向性」についてです。2 ページの後半をご覧ください。

(1) アに記載されたとおり、現在区立小中学校の数校を体力づくりセンター校に位置づけて、その学校を拠点に、児童・生徒の体力づくりを進めております。センター校は、体育、食育等にかかわるよりよい授業のあり方、指導法の発信や、児童・生徒の実態に即した教員研修、児童・生徒と保護者の参加できる体力づくり教室の企画・運営などをしていく学校でございます。

済美教育センターは、主として学校の教育活動を支援する機関であるため、体育授業の充実に向けた指導・助言や、各学校での教育課程内の特色ある体力づく

りの取組の広報・周知、教員向けの研修や若手教員等への指導といった取組もあわせて行っております。

また、体力づくり教室や合同部活動、部活動活性化事業による中学校における部活動への支援、「すぎなみウェルネス DAY」など、ほかの関係部局と連携し、直接児童・生徒に必要な技術指導をするなどの取組も行っており、予定も含めてですけれども、体力向上を目指しています。

このような取組を継続発展させながら、先ほど申しました「杉並区教育ビジョン2012推進計画」に掲げられた指標の達成を目指し、子どもたちが運動することの楽しさを味わうことからスポーツなどに親しむことへとつなげ、健康で活力ある生活を送るための体育・健康教育の充実を図ってまいります。

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素です。今後とも、学校・家庭・地域が一体となった取り決めに推進するとともに、小学校段階で身につけた体力を中学校でもさらに伸ばすため、小中連携を図るなど、体力づくりや健康教育にかかわる施策の充実を努めてまいります。

以上で、平成24年度東京都体力等調査結果についての報告を終わります。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

では、少し私の方からよろしいですか。

20メートルシャトルランなのですけれども、これって結構ある意味では危険も伴うというか、そういう持久走のような形で、記録を子どもたちにやらせると、自分の体力以上にというふうにやってしまう場面というのが、結構見かけられるのですけれども、その辺については何か、特に学校の方に指導等はされていますでしょうか。

**済美教育センター統括指導主事** 学校の方から、そのシャトルランが原因で、何か事故があったという報告はないのですが、学校の方に聞きますと、例えば低学年の方は保護者の方にも来ていただいて、その回数の読み取りだけではなくて、そういう健康、あと事故防止のために、そういう保護者の協力も得ているという工夫をしている学校もあるというふうに聞いております。

また、先ほど申しましたが、それぞれマニュアルがございますので、それにしたがってやるように、ということは、体力向上調査委員会でも指導はしていると

ころでございます。

**委員長** 結構これ、子どもたちが記録を伸ばすために自分の力以上の動きをしてしまう場面というのがあるのではないのかなと思うので、ぜひその辺は、各学校で対応してると思うのですけれども、また、しつこいぐらいの形でお願いできればと思います。

**済美教育センター統括指導主事** 時期が、やはり4月から6月ということで、時期によっては暑い時期もございます。熱中症等の懸念もございますので、その辺につきましては、体育の授業も含めて、センターの方から「ヒヤリハット」というようなことで、校長会等で十分気をつけるようには指導しているところでございます。

**委員長** それからもう一点。僕は、杉並区は本当に平均値に、何と云うんですかね。目標値にかなり近いし、いろいろな形で体力向上関係の対応をしているところがあるので、すばらしいなと思っているのですが、基本的に学校体育だけでは体力向上なんていうのは本当に望めない部分が、望めないといえますか、あると思うので、家庭啓発というか、家族ぐるみでやる、幾つかの家族たちと一緒にということがあるのですけれども、この辺のあたりがすごく大事なことになるのではないかなという。

保護者の方たちも健康志向というのが大分多くなっているんで、例えば、長期休業中などについては、子どもと一緒に、親子で何と云うんですかね。簡単なトレーニング的なものをやったりとかというものをぜひ各学校で取り組めるといとか、モデル校がやっていると思うのですけれども、そんなものをぜひ全校に広めていただければ。特に幼稚園、保育園なんかもそうだと思うのですけれども、家族でやるというのは、やはりそういう意味で子どもたちの励みにもなるので、ぜひその辺については強力に推していってもらえると、さらに効果としてはあるのかなというふうに思います。

**済美教育センター統括指導主事** イベント的に、そういう親子のいわゆる教室を開いたりということは、センター主催ではないものでもやっておりますけれども、今、委員長ご指摘のように、家庭で出す課題が学力にかかわることではなくて、やはり、何かそういう運動習慣とかですね。そういうのにつけられるようなことができればいいなというふうに考えておりますので、その辺は今後また研究・検討してまいりたいと思います。

**委員長** よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。

**對馬委員** 少し伺っていいですか。このテレビ時間というのは、純粹にテレビを見ている時間ということですか。テレビゲーム的なものは入っていないと考えてよろしいのでしょうか。

**済美教育センター統括指導主事** 純粹にゲームではなくて、テレビを視聴している時間です。

**對馬委員** テレビだけの時間ということですか。わかりました。

**委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

それでは、ありがとうございました。

以上で、報告事項の聴取を終わらせていただきます。

これで、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、特に何かございますでしょうか。

**庶務課長** 3月の定例会の日程でございますけれども、現在のところ、議会開催などの都合によりまして、開催することの予定を立ててございません。委員長とご相談をしました結果、3月中旬以降に臨時会にて対応させていただきたいと存じますので、決定次第、またご連絡をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

**委員長** それでは、次回の委員会は、議会関係で3月中旬以降ということで、改めてご連絡いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これで本日の会議を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。